

平成30年8月発行（第16号）

# ウォーキング パトロール隊通信



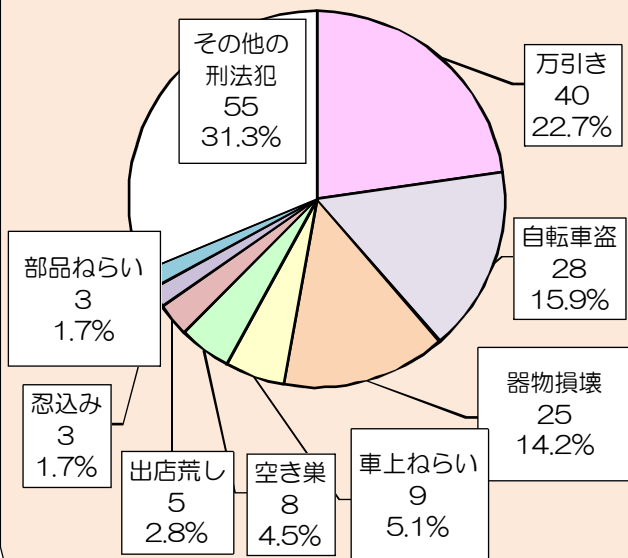
ウォーキングパトロール隊  
事務局

安曇野市豊科5704番地2  
安曇野警察署 生活安全課内  
0263-72-0110

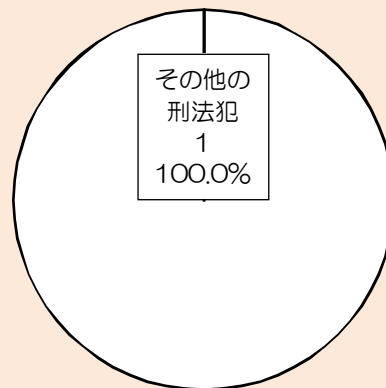
## 市村別刑法犯認知件数（6月末現在）

安曇野警察署管内の平成30年6月末現在の刑法犯（交通関係を除く）は、184件で市村別状況は下記のとおりです。

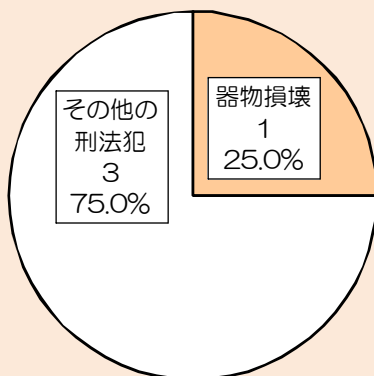
【安曇野市 176件】



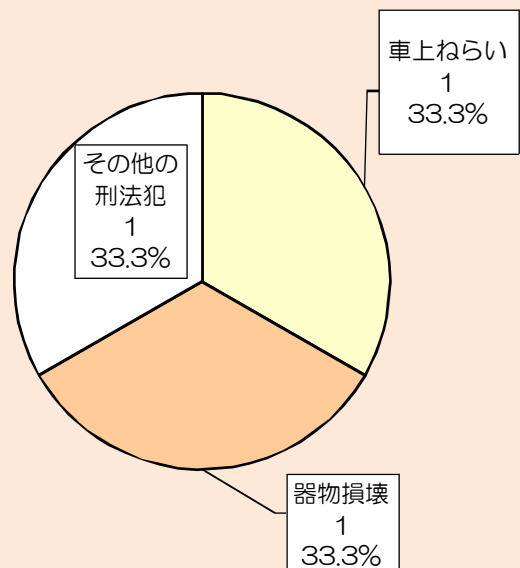
【生坂村 1件】



【麻績村 4件】



【筑北村 3件】



## 防犯活動の手引

### 自分たちの地域を自分たちで守りましょう

空き巣や自転車盗・車上ねらい等、残念ながら安曇野警察署管内でも、地域の皆さんの安全をおびやかす犯罪が多発しています。

このような犯罪を防ぐには、「自分の身は自分で守る」という一人ひとりの心がけと、犯罪者に「この地域では犯罪がやりにくい」と思わせる事です。

地域全体で防犯意識を高め、自主防犯活動に取り組みましょう。犯罪を起こさせない、犯罪の起きにくい環境をつくることは、安全で安心なまちづくりを進める上で大変重要です。



### ご近所同士で団結し犯罪者を追い出しましょう

犯罪者は、犯行に及ぶ前にその場所の下見をし、その街で犯罪が可能かどうかを判断するといわれています。落書きが放置されていたり、ゴミ出しなどのルールが守られていなかったり、他人に無関心な雰囲気のある街では犯行を企てやすいからです。



逮捕された空き巣犯が犯行をあきらめた主な理由は、近所の人に声をかけられたり、シロシロ見られたからだそうです。

日頃から、隣近所であいさつをしたり声をかけ合うといった「住民同士の近所付き合い」で結束力を高め、犯罪者を追い出しましょう。

### 防犯パトロール活動をするによって

#### ☆ 活動による犯罪防止効果があります

犯罪を行おうとする者は、人の目を気にし、声をかけられることで、犯行を諦める事があります。目には見えにくいですが、必ず効果があります。

#### ☆ 地域の安心感の醸成と防犯意識の高揚につながります

パトロールを目にする事で、地域に安心感を与えると共に、防犯意識を高揚させます。

#### ☆ 連帯感を醸成し、地域に犯罪抑止機能を持たせます

パトロールや声かけにより、地域のコミュニケーションが深まり、犯罪の起きにくい地域になります。



## 防犯パトロールの注意事項

### ☆ 危険なことはせずに早めに通報を！

- パトロール中に、不審者（車）等を発見しても、捕まえようとはしないでください。相手から反撃される場合がありますので、直ちに警察へ通報し、警察官が現場に到着するまで、不審者等の行動を監視してください。
- 不審な車を発見したら、ナンバーや特徴をチェックして、その車が逃げても追跡などせずに警察へ通報してください。
- 事件を目撃したら、直ちに110番通報してください。



### 《110番のかけ方》

- ・ 事件事故の種別（例えば泥棒、喧嘩、火事等）
- ・ いつ（発生時間）
- ・ どこで（発生場所）  
例 ○○町○○方、○○小学校の近くなど著名な建物などの目印となるものを併せて
- ・ だれが（犯人・不審者の性別、年齢、人相、服装、身長、体格、逃走方向、使用車両の特徴等）
  - ・ なにを（事件事故の状況）  
例 泥棒が逃げている、喧嘩している等
  - ・ どうしたか（現在の状況）  
例 犯人の逃走方向、飯傷者の有無等
  - ・ 通報者であるあなたの名前など



### ☆ 交通事故に注意！

徒歩パトロール時には、反射テープや懐中電灯などを活用し、車の運転者等から 容易に見えやすいように心掛け、交通事故には十分注意してください。



### ☆ わからないことがあれば！

パトロール上の注意点や地域で発生している犯罪を防ぐための方策等、わからないことがあれば、安曇野警察署生活安全課、またはお近くの交番、駐在所にご相談ください。



安曇野警察署 ☎ 72-0110

## 装備品に破損等はありませんか？

～ 破損等がありましたら、ご連絡をお願いします ～



パトロール隊加入時にお配りした帽子・腕章・ネックストラップ・犬用リードの装備品ですが、長期間の使用で破損等はありませんか？

破損等がありましたら、新しい物をお渡ししますので、事務局までご連絡をお願いします。



## 継続確認ハガキの返信をお願いします！

「ウォーキングパトロール隊」の皆様が安心して活動に従事できますよう、事務局では「防犯協会員団体総合補償保険」に加入しています。

この保険は、防犯活動に従事する方が、その活動中の事故によりケガをした場合にこれを補償し、安心して活動に従事できる環境を整備することを目的としたものです。

保険の更新時期を迎え、活動の継続について確認をさせていただくため、5月2日を送付期限とした継続確認ハガキを4月に送付させていただいています。

(平成30年1月以降に加入された方には送付しておりません。)

- ☆ お忙しいところ申し訳ありませんが、まだハガキを返信されていない方は、至急返信していただきますようお願いします。
- ☆ ハガキの返信がなく、継続の確認がとれない方につきましては、保険の加入手続きをすることができません。
- ☆ ハガキの返信がなく、継続の確認がとれない方につきましては、退会の手続きをさせていただきます。ウォーキングパトロール隊は、1年ごとの登録制ですのでご了承いただきますようお願いします。

## ウォーキングパトロール隊は 1年ごとの登録制です！